

すもんこども園バス運行管理業務委託 仕 様 書

本業務委託は、魚沼市委託契約条項（令和4年魚沼市告示第159号。以下「委託契約条項」という。）及び本仕様書に従い実施するものとする。

（運行管理業務）

第1条 魚沼市（以下「発注者」という）は、以下に掲げる運行管理業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する。

(1) 業 務 名 すもんこども園バス運行管理業務委託

(2) 業務の範囲

- ① 管理車両の運行計画立案
- ② 管理車両の日常点検整備
- ③ 管理車両の運転及びこれに付帯する業務（定期路線添乗員の乗車も含む）
- ④ 管理車両運行時の事故処理全般
- ⑤ その他前各号に付帯する事項

(3) 管理車両（無償貸与）

発注者のリースする 平成29年 トヨタハイエースコンピューター 長岡 200 さ2282
（別添車検証写しのとおり）

※燃料消費率：8.9km/ℓ（JC08モード） ガソリン

ただし、この車両が点検、修繕その他の事由により使用できないときは、代替車両をもって運行する。

(4) 最大乗車数 大人4人 園児18人

(5) 定期運行路線（時刻表およびバス停位置図による）

1日当たりの運行：約55km（都合により運行距離を短縮する場合がある。）

想定総運行回数：235日（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）

想定総運行距離：約12,925km

(6) 園外保育等運行管理業務（定期運行以外）

①往復20km以内（運行時間の目安 片道15分程度） 15回以内

②往復40km以内（運行時間の目安 片道30分程度） 5回以内

※園外保育における距離の起点は、すもんこども園とする。

（委託期間）

第2条 業務の委託期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までとする。

（運行日）

第3条 業務の委託は前条に定める期間内で発注者が指定する日とする。

2 委託期間の送迎運行は、土曜日、日曜日、国民の祝日等を除いた235日の登園日とする。

ただし、保育園の行事等により運行時間及び運行ルートに変更が生じる場合は都度受注者に通知するものとする。

3 1日の送迎運行の目安は、特別な場合を除き登園時1便（2ルート）、降園時1便（2ル

ート)とする。ただし、年度始の慣らし保育で3日間、降園時の運行が1便増える。

(業務にあたっての留意事項)

第4条 一括再委託等の禁止(委託契約条項を参照)。受注者は、委託業務の処理について、その全部又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な部分委託し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

(委託料の支払い)

第5条 月払いとし、契約金額を12月で除した額を1月分として、各月の業務終了報告及び検査合格後、適法な請求書を受領してから30日以内に支払う。端数が生じた場合は最後の月に加算する。

受注者は業務の成果が毎月の例月検査に合格した時は、請求書、運行日報、園児の乗車降車を確認したことが解るチェックシート、運行記録総括表を添えて翌月10日までに発注者へ提出するものとする。

(運行管理業務者)

第6条 受注者は、次のとおり管理業務を実施するものとする。

- (1) 運行管理業務者(以下「運行管理業務者」という。)は、この管理業務を行うための車両管理責任者、車両運転者及び添乗員を定め、運行管理者資格者証及び自動車運転免許証の写しを添えてその名簿を発注者に提出するものとする。
- (2) 運行管理業務者は、管理車両の清潔を保ち、簡易な修理・調整整備等を行い、常に管理車両の点検整備に努めなければならない。
- (3) 運行管理業務者は、本仕様書に基づき業務従事者を指揮命令し、運行管理業務を遂行させるものとする。
- (4) 運行管理業務者は、業務従事者に管理車両の運行開始前に始業点検を行わせるものとする。
- (5) 運行管理業務者は、発注者の所有する車両及び付属設備について、使用に支障をきたさないよう適切に管理するものとする。

(事故防止対策)

第7条 受注者は、本業務の実施にあたり、安全運行に努めるとともに次に掲げる事故防止対策を実施するものとする。

- (1) 事故防止対策等に関する書類を発注者に提出すること。
- (2) 発注者が開催する事故防止連絡調整会議に出席すること。
- (3) 発注者が行う事故防止対策の実施状況調査に対応すること。

(車両管理責任者)

第8条 車両管理責任者は、道路運送法第23条の2に規定する運行管理者資格者証を保有する者とし、道路運送法及び道路運送法施行規則等関係法令を遵守し、受託業務の一切の運行を

管理する責任を負う。

(車両運転者)

第9条 車両運転者は、大型1種及び普通2種以上の自動車運転免許証を所持している者とし、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 車両運転者は、車両管理責任者の指示により、管理車両の管理及び運転業務を行う。
- (2) 車両運転者は、管理車両をこの仕様書に定める業務以外に使用し、または使用させてはならない。
- (3) 車両運転者は、車両の管理、運転について、善良なる管理者の注意をもって、安全面に十分配慮し、行わなければならない。
- (4) 車両運転者は、管理車両の運行に際し、アイドリングストップ等の環境に配慮した運転方法を徹底しなければならない。
- (5) 車両運転者は、業務が終了した時は直ちに発注者の指示する車両の保管場所に車両を格納し、施錠をしなければならない。

(添乗員)

第10条 定期路線運転車両には1人の添乗員を乗車させることとし、業務内容は次のとおりとする。

- (1) 車両管理責任者の指示による添乗業務
- (2) 園児の乗降中の補助及び安全確認
- (3) 車内での園児の安全の確保

(経費の負担)

第11条 経費の負担は次のとおりとする。

- (1) 自動車保険への加入 受注者は、管理車両に、対人賠償保険（乗客含む）無制限、対物賠償保険無制限、人身障害（加入できる限度額）、車両保険（時価評価額（加入できる限度額））の自動車任意保険に加入し、その保険料を負担する。
- (2) 燃料油脂類 管理車両又は代替車両の燃料及び油脂類は受注者が負担する。
- (3) 定期点検 管理車両の定期点検は受注者が実施し、その経費（点検手数料、回送料、交換消耗品費等）は受注者が負担する。
- (4) 修繕料 業務の遂行に関し、受注者の責により車両等の修繕が必要となった場合は、その経費は受注者が負担する。それ以外の修繕料（磨耗、経年劣化等による部品交換を含む）については、発注者の負担とする。
- (5) 車両保管場所 車両保管場所は、発注者が手配するものとする。ただし、受注者が発注者の許可を得て保管場所を確保することを妨げない。
- (6) 備品類 タイヤ、タイヤチェーン、三角停止表示板等の備品類については、発注者が負担するものとする。
- (7) 代替車両手配 代替車両を手配すべき事由が受注者の責による場合は受注者が費用を負担することとし、それ以外の場合は発注者が費用を負担するものとする。
- (8) その他 清掃用具、ティッシュボックス、簡単な救急用品、消毒薬、その他簡単な消耗品などは受注者が負担する。

(注意及び報告)

第12条 管理車両の運行に伴う注意及び報告事項は次のとおりとする。

- (1) 受注者は、発注者との契約に基づく場合及び非常事態の場合以外は、管理車両を運行してはならない。
- (2) 受注者は、管理車両が故障した場合又は救援を必要とする場合は、速やかにその旨を関係機関及び発注者に連絡し、的確に業務を処理しなければならない。
- (3) 受注者は、運転業務において、万一事故が発生した場合は、直ちにその旨を発注者及び関係機関に連絡し、速やかに事故処理を行う。併せて事故報告書（事故の状況を確認できる写真を撮影して添付すること。）を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (4) 受注者は、車両を亡失し毀損した場合は、直ちにその旨を発注者に報告し、その指示を受けるものとし、併せて事故報告書を作成し、発注者に提出しなければならない。
- (5) 受注者は、車両の故障その他の事由により運行に遅延が生じた場合は、直ちに発注者に当該遅延の理由及び時間を報告しなければならない。
- (6) 受注者は、車両管理責任者及び車両運転者に変更があったときは、直ちに変更後の名簿を発注者に提出しなければならない。
- (7) 車両運転者は、管理車両又は代替車両の管理及び運行状況について、別に定める運行日誌により運行記録総括表を作成しなければならない。
- (8) 受注者は、定期点検整備を行った後、その記録簿の車両に備え付けておくとともに、その写しを発注者に提出して報告するものとする。
- (9) 受注者は、車両等の修繕を行う場合、あらかじめ修繕の内容及び金額の記載された見積書等を提示して発注者の指示を受けること。また、修繕を行った場合、その修繕内容及び金額の記載された領収証の写しを発注者に提出しなければならない。
- (10) 受注者は、自動車任意保険に加入し、保険契約又は保険契約加入（更新）の手続き後、速やかにその保険証書の写しを発注者に提出しなければならない。

（損害の負担）

第13条 業務の遂行に関し、運行管理業務者の責に帰する事由により、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者は損害賠償の責めを負うほか、受注者の責任において一切の解決をしなければならない。

2 業務の遂行に関し、発注者の責に帰することができない事由により、発注者又は受注者の管理者等が被った損害は受注者が負担するものとし、発注者は一切の責任を負わない。

（運行計画の変更）

第14条 発注者が予め提示した運行計画について、運行管理業務者において運行計画が不相当と認める場合及び発注者が運行計画を変更しようとする場合は、発注者と受注者で協議の上、当該計画の変更を行うことができる。

（車両整備）

第15条 車両の定期点検及び第11条第4号の規定により受注者が行う車両の修繕は、発注者が指定する事業所により実施すること。

（勧告処分及び契約解除）

第16条 受注者が次の各号に該当する場合は、勧告、処分又は契約解除することができる

- (1) 受注者が、この契約を誠実に履行しないとき、又は履行する見込みがないと発注者が

認めるとき（第12条に定める報告の遅延等を含む。）。

(2) 受注者が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。

(3) 前各号のほか、契約の条項又はこの業務委託仕様書に違反したとき。

(その他)

第17条 契約書及びこの業務委託仕様書に定めのない疑義が生じた場合は発注者・受注者協議のうえ定めるものとする。

2 この仕様書による年間運行日数が5日以上増減した場合は契約変更の対象とする。

3 見積書に記載する金額は、この仕様書に含まれる一切の総額（消費税及び地方消費税の額を除く。）を記載するものとする。

別紙

車 両 整 備 を 行 う 事 業 所 の 指 定

「令和6年度すもんこども園バス運行管理業務委託仕様書」第15条に規定する事業所は、次のとおり指定する。

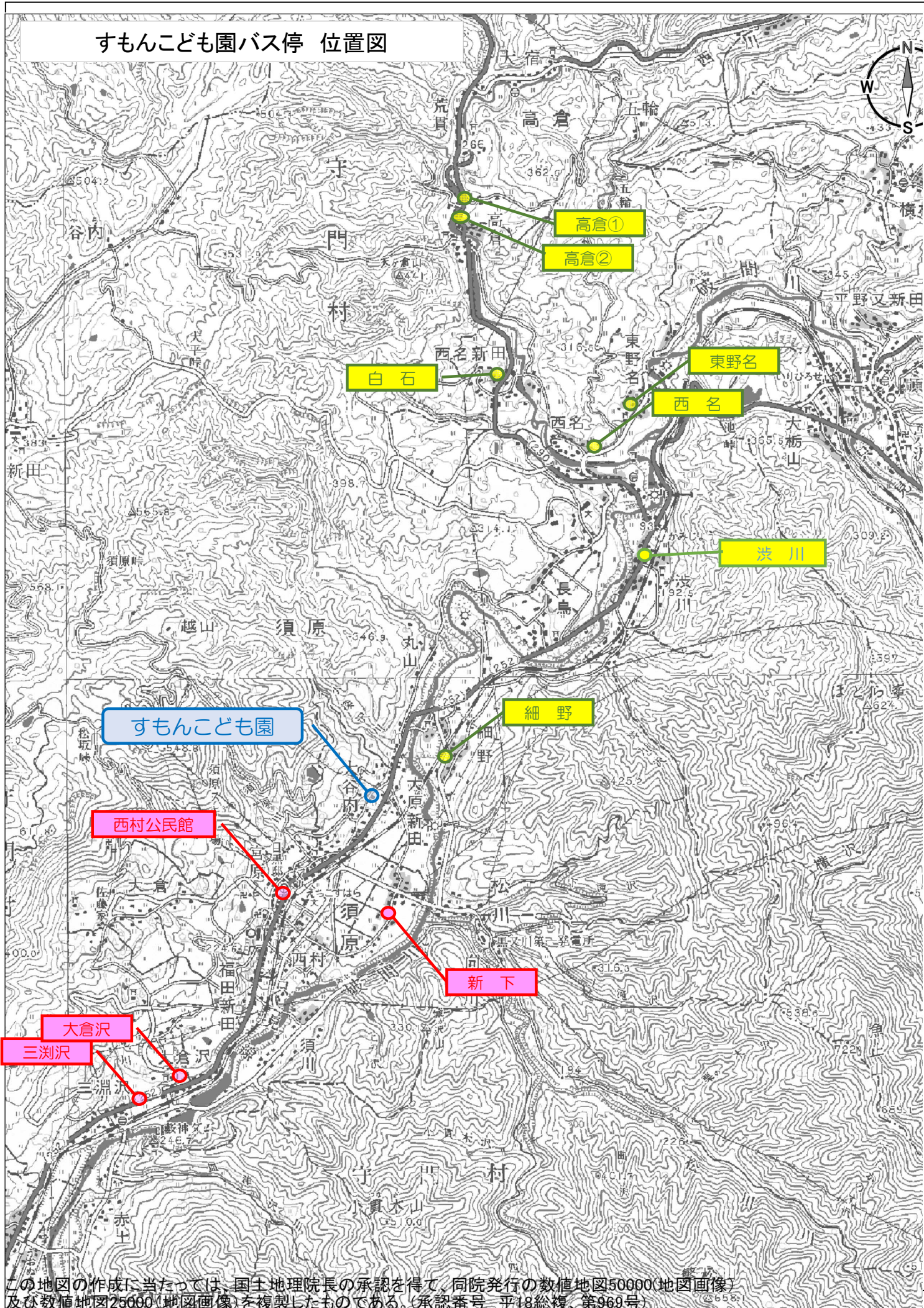
事業所名	有限会社カーサービス小出
住所	新潟県魚沼市小出島1184番地2
連絡先	025-792-8778

令和6年度 すもんこども園 バス時刻表

1便（北回り）							2便（南回り）						
バス停	行き			帰り			バス停	行き			帰り		
	時刻	時間	距離	時刻	時間	距離		時刻	時間	距離	時刻	時間	距離
こども園	8:00			15:51			こども園	8:35			16:16		
		0:10	7.5		0:10	7.5			0:03	1.3		0:03	1.3
高倉①	8:10			15:41			新下	8:38			16:13		
		0:02	0.6		0:02	0.6			0:06	4.3		0:06	4.3
高倉②	8:12			15:39			三沢	8:44			16:07		
		0:03	1.0		0:03	1.0			0:01	0.5		0:01	0.5
白石	8:15			15:36			大倉沢	8:45			16:06		
		0:04	2.0		0:04	2.0			0:04	1.5		0:04	1.5
西名	8:19			15:32			西村公民館	8:49			16:02		
		0:03	1.0		0:03	1.0			0:02	1.0		0:02	1.0
東野名	8:22			15:29			こども園	8:51			16:00		
		0:03	2.0		0:03	2.0							
渋川	8:25			15:26									
		0:03	3.0		0:03	3.0							
細野	8:28			15:23									
		0:03	1.5		0:03	1.5							
こども園	8:31			15:20									

行き	時間	0:47	距離	27.2	帰り	時間	0:47	距離	27.2
----	----	------	----	------	----	----	------	----	------

すもんこども園バス停 位置図



この地図の作成に当たっては、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)及び数値地図25000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平18総複、第969号)

B

記録年月日 令和 5年 6月 26日

自動車検査証記録事項

312230127310

1. 基本情報														
自動車登録番号又は車両番号		長岡 200 さ 2282												
車台番号		TRH228-0008545												
登録年月日/交付年月日		平成 29年 7月 5日		初度登録年月		平成 29年 7月		有効期間の満了する日		令和 6年 7月 4日				
2. 使用者情報														
使用者の氏名又は名称		魚沼市												
使用者の住所		新潟県魚沼市小出島910							[15524 0017]					
...用の本拠の位置		新潟県魚沼市須原4546-1							[15524 0765]					
3. 車両詳細情報														
車名		トヨタ [194]												
型式		CBF-TRH228B				原動機の型式 2TR								
自動車の種別		普通		用途 乗合		自家用・事業用の別		自家用						
車体の形状		キャブオーバ [012]			乗車定員		4+18/1.5人		最大積載量 -kg					
車両重量		2230kg	車両総重量		3110kg	長さ	538cm	幅	188cm	高さ	228cm			
前前軸重		1320kg	前後軸重		-kg	後前軸重		-kg	後後軸重		910kg	総排気量又は定格出力		2.69 kW
燃料の種類		ガソリン			型式指定番号			類別区分番号						
4. 備考														
【本自動車検査証発行時における所有者情報】 所有者の氏名又は名称 住友三井オートサービス株式会社 所有者の住所 東京都新宿区西新宿3丁目20-2 [19683]														
[長岡], 継続検査 自動車重量税額 ¥16,400 使用車種規制 (NOx・PM) 適合。この自動車の使用の本拠はNOx・PM対策地域外です。 [走行距離計表示値] 81,400km (令和5年6月26日) [旧走行距離計表示値] 68,600km (令和4年6月27日) 平成12年騒音規制車, 近接排気騒音規制値 97dB 幼児専用 [受検種別] 持込検査車 [検査時の点検整備実施状況] 点検整備記録簿記載あり [受検形態] 認証整備工場 [整備工場コード] 31-11634 以下余白														

【注意事項】

記録事項はシステム登録時点の情報となります



車両ID T9467KP7012188

自動車検査証

令和 5年 6月 26日

新潟運輸支局長

312230127310

自動車登録番号又は車両番号 長岡 200 さ 2282		初年度登録年月 平成 29年 7月	自動車の種別 普通	用途 乗合	自家用・事業用の別 自家用	型式指定番号	類別区分番号
車名 トヨタ			車体の形状 キャブオーバー				
車台番号 TRH228-0008545			燃料の種類 ガソリン		総排気量又は定格出力 2.69 ^{kW}		
型式 CBF-TRH228B	原動機の種類 2TR		前軸軸重 1320 ^{kg}	前橋軸重	後軸軸重	後橋軸重 910 ^{kg}	
乗車定員 4+18/1.5	最大積載量	車両重量 2230 ^{kg}	車両総重量 3110 ^{kg}	長さ 538 ^{cm}	幅 188 ^{cm}	高さ 228 ^{cm}	
使用者の氏名又は名称 魚沼市							
備考 NOx・PM適合, 平成12年騒音97dB							

裏面もご覧ください。
この裏面には電子部品（ICチップ）を
内蔵したICタグがありますので、大切に
使用・保管してください。

COPY



T9467KP7012188

国土交通省

1515